



参考 用語集

参考 用語集

あ 行

一時避難地

地震や火災などの災害時に、一時的に避難する場所。災害の程度により一時避難場所から広域避難場所に移動するなど、避難場所は体系化されている。伊勢原市では、身近な街区公園などのオープンスペースの多くが一時避難地に指定されている。

運動公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とした公園。運動公園の敷地面積20～25%の範囲において陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館等を適宜配置するものとされている。

エコオフィス

地球温暖化等の環境問題に対して、省エネ・省資源などの取り組みを積極的に行っている事業所で、「市役所エコオフィスプラン」などがある。

エコツーリズム

自然保護や環境保護への関心の高まりから、地域の生態系などの自然環境や、それに根ざす生活や文化を楽しむ余暇活動。自然保護を意識した観光。

オープンスペース

一般には、建物等のない空いた空間を示す。緑の基本計画では、建物等の屋上や壁面など、緑化可能な空間すべてを示す。

屋上緑化

環境問題への対策として、建築物の屋上に土壌を設け芝生広場や植栽帯等を設置することで、ヒートアイランド現象や大気汚染の抑制や建築物の断熱、また景観の向上等に効果がある。

か 行

街区公園

都市計画で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離250m、1カ所あたり面積0.25haを標準として設置される。

階段護岸

河川等の護岸で、階段状にして水辺に近づきやすい構造のもの。

開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する許可制度のことをいう。都市計画区域内において開発しようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。

河畔林

堤防の内側（宅地のある側）にある森林・樹林地。

環境施設帯

主に高規格道路において、道路交通による大気汚染、騒音、振動等の防止、もしくは軽減を図ることを目的として、沿道に設けられる緑地。

近隣公園

近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から高齢者まですべての年齢層に利用される。1近隣住区あたり1カ所を目標に誘致距離500m、面積2haを標準として設置される。

計画フレーム

計画の大枠となる条件。本書では将来目標年次に対する人口と市街化区域面積。

景観計画

景観法に基づく景観行政団体（市町村等）が定める計画で、良好な景観の保全・形成を図ることを目的とする。また、景観条例を定め、建築物等の景観に関する規制誘導を図ることができる。

広域公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、主として一つの市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした公園。広域公園の設計にあたっては、住民の週末型の屋外レクリエーション需要の実態を十分考慮して、多様性を有する各種のレクリエーション施設を有機的に配置するものとされている。

公益施設

住民の生活のために必要なサービス施設の総称。明確な定義はないが、一般的には教育施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。

公開空地

広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には建築基準法第59条の2に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地などのうち、歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分をいう。例として、歩道状空地、貫通路、広場状空地、アトリウムなどがある。

公共施設

一般住民の利用を目的として整備される施設をいうが、その具体的範囲は法令によってさまざまである。

例えば、都市計画法では、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設と規定している。類似の用語に公益施設があるが、都市の骨格を形成するような施設を公共施設とよぶのに対し、住民生活に必要なサービス施設を公益施設とよぶことが多い。

交通島

自動車の流れの整理誘導や、歩行者の安全を確保するために車道の中に造られた区域。本書では、第2東名自動車道で建設されるインターチェンジ内において流出入路の整理誘導のためにできる区域を指す。

さ 行

里山

人里周辺の低山や丘陵。燃料・肥料・食料・生活資材等の調達などに必要な樹林で農地に続く森林、たやすく利用できる森林。都市周辺の低山や丘陵も含まれる。植生からみると、樹木林・アカマツ林などの各種二次林・小規模なスギ・ヒノキ植林・竹林などがある。

CO₂

二酸化炭素。一般には炭酸ガスと称される。地球温暖化をもたらす温室効果ガスの一つで、1997年12月の京都議定書においてわが国では温室効果ガス排出量の6%削減目標が定められ、目標達成のため、植物の光合成作用による炭酸ガスの固定効果に着目し、緑の少ない都市部での緑化が期待されている。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地を抑制すべき区域。

自然公園

自然公園法に基づく公園で、地域制によって区域を定め、規制誘導措置により自然保護、レクリエーション利用などの土地利用を図っていくものである。自然公園の管理者により、国立公園（大臣）、国定公園（知事）の2種類に分けられる。また、県条例に基づく自然公園は県立自然公園となる。

自然環境保全地域

自然環境保全法に基づく地域で、良好な自然環境の保全を目的としたもの。同法により原生自然環境保全地域、自然環境保全地域と、県条例により指定される県自然環境保全地域の3種類の体系的な制度がある。

市民アンケート

緑に関する必要性や環境、防災、将来性等について、アンケート記入方式による市民意識調査を実施した（平成12年度）。回答数：一般市民1,004名、小学生4・5年生及び保護者1,327名

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するため、レクリエーション活動として農作業の用に供するよう農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

市民緑地（制度）

土地所有者からの申し出等に基づき、地方公共団体または緑地管理機構が土地所有者と契約を締結し、住民の利用に供する緑地または緑化施設を設置・管理することにより、緑地または緑化施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進する。

斜面緑地

丘陵地や台地の裾に広がる斜面地の緑地。山地斜面の緑地とは区別して用いられる。丘陵地や台地部の上部は、高度経済成長期からバブル期にかけて宅地開発などの面開発が盛んに行われ、多くの緑が消失したが、土地利用上困難な斜面地などは緑地として残置され、都市部における貴重な緑として価値が高まっている。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

親水護岸

河川や水路の護岸で、治水安全性を確保しつつ、水面が眺められ景観的に配慮したり、水辺に近づきやすくしたり、水に親しむために工夫された護岸の総称。階段護岸や緩傾斜護岸などが代表的で、広義には護岸上の遊歩道なども含まれる。

生産緑地地区

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、豊かな都市環境を形成しようとする、都市計画上の制度。

セットバック

道路に面する構造物や建築物、広告などを後退させること。都市景観の整序や道路交通の安全性向上、日照や通風などの生活環境の保全など、多様な目的がある。

総合計画

地方自治法に基づく基本構想及び国土利用計画法に基づく市町村計画。長期的な視点と展望に立って、市町村の将来に関する基本的な方向と目標を明らかにし、市町村政運営の指針となるもので、個別の計画や施策に一定の方向性を与え、相互に整合性を確保するための上位計画としての性格を有する。

総合公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。総合公園の設計にあたっては、休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的かつ有機的に配置するものとされている。

た 行

多自然（整備）

生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、あるいは改変せざるを得ない場合においても最低限の改変にとどめるとともに、良好な環境の保全あるいは復元を目指すもの。

地域森林計画

森林法によって定められる計画で、計画の対象となる森林における開発行為に対しては知事の許可が必要であり、森林の保全に大きな役割を果たしている。

地域防災計画

災害から人命を守り財産を保護することを目的に、災害の未然防止と災害時の被害を最小限に防ぐ防災体制を定めたもの。

地区計画

都市緑地法に定められ、地区住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりの全体構想の内容を具体的に定めるもの。

地区公園

近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられる公園であり、普通4近隣住区単位が集合した地区（社会的、経済的生活行動の圏域あるいは文化的、精神的な連帯意識などによって分割される地域）を配置の基礎単位とする。地区公園は、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園であるが、都市規模、人口密度などによっては総合公園、運動公園の機能を持つ場合がある。また、震災・火災などの災害時に避難中継基地となる。誘致距離1,000m以内の範囲内で面積4haを標準として配置する。

特殊公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などを総称して特殊公園という。

都市基幹公園

主として一の市町村の区域内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を利用単位として設けられる基幹的な公園で、総合公園及び運動公園に区分される。

都市基盤

健康で文化的な都市生活や安全で安心する都市生活及び機能的な都市活動を支えるための基盤となるもの。

道路、公園、下水道、給水道、電線、河川、鉄道など。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市公園

都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地、④国が国家的な記念事業として、またはわが国固有の優れた文化

的資産の保存及び活用を図るための閣議決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

都市マスタープラン

都市計画法第18条に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めるもので、市町村の将来像や公共施設の計画、都市づくりの課題と整備の方針を明らかにして、都市づくりの道筋を示すもの。

都市緑地法

都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺地等が都市において急速に減少することに鑑み、既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として、緑地保全地区や緑地協定の制度等を設け、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。

な 行

ネットワーク

ネットワークとは、ある単位と単位をつなぐ網の目のこと。緑の基本計画では、様々な種類や規模の水や緑を有機的につなげることにより、個々の緑が全体の緑として機能することを示す。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域。

NPO（non profit organization）

行政や企業から独立して、社会貢献や慈善活動に従事する非営利組織。1998年にNPO法が成立し、NPOに法人格が与えられ、活動の促進が積極化した。

は 行

ビオトープ

独語で小生活圏。特定の生物群が生きられる均一環境の地域。自然の状態で多様な動植物が生息生育する環境の最小単位を意味する。

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり、都市部が郊外に比べて気温が高くなって等温線が島状になる現象。

フィールドミュージアム

地域の風景、動植物など、自然にふれあい、そして学ぶことができる要素を持った屋外博物館。

プロムナード

仏語で遊歩場・散歩場のこと。本書では緑の木陰や傍らの花々など楽しみ、快適に歩くイメージから、緑化された道路を示す。

保安林

森林法により、治山、治水のため保護されている森林。

防火樹（生垣）

火がつきにくく枝葉が燃えにくい樹木をいい、災害時等の延焼防止に効果があり、垣根や生垣に用いられている。代表的なものとして、常緑性広葉樹の紅カナメモチやヤマモモなどがある。

防災公園

災害時に役立つ様々な施設を整備した都市公園。広域防災拠点の機能や広域避難地の機能、一次避難地の機能、避難路の機能などの種類がある。

保存樹木・保存樹林

市町村条例により、古木、大木の中で地域のシンボルとして親しまれている優れた樹木、樹林を指定し、その保存に努め、地域の美観や環境を保全しようとする制度。

ポケットパーク

再開発事業や道路事業等で狭小の余剰地や残地を利用して整備するミニ公園。

ま 行

まちづくり協定

良好な地区環境を創造または保全するため、建物等の用途や周辺環境への配慮などのルール定めるもので、法に基づくもの（地区計画・建築協定等）と任意によるもの（紳士協定等）がある。

緑のマスタープラン・都市緑化推進計画

都市緑地保全法（現都市緑地法）により、市町村が定める公園緑地の配置方針（緑のマスタープラン）。また、市町村が定める都市内緑化の行動指針（都市緑化推進計画）。この2つが平成6年の都市緑地保全法（現都市緑地法）の改正により、緑の基本計画に1本化された。

緑のカーテン

地球温暖化対策の一環として、学校の校舎や自宅の壁面にネットを張り、つる性の植物（ゴーヤ、ヘチマさど）をはわせることで、夏の強い日差しを和らげ室内の温度上昇を抑える効果がある。

や 行

谷戸田

丘陵地と低地がであう場所に多く見られる、開けて浅い谷地形で低部が平坦な場所を谷戸という。谷地形であるため水が集まりやすく、このような特長を生かして古くから水田が営まれている。この水田を谷戸田という。

遊休地

現在活用されていない土地。

遊水機能

洪水の一部を一時貯留して下流の洪水の水位を低下させる機能。調整池は、この遊水機能を築堤などの構造物により高めたもの。

ら 行

緑化

明確な区域境界を有する特定敷地に対する植栽や植樹、生垣・花壇造りなどの総称。

緑視率

視野に占める緑の割合。見た目の緑の量を表す指標。

緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地・公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称。

緑地協定

都市緑地法第45条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

特別緑地保全地区

都市緑地法第12条の規定に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れている等一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県知事又は市長村が都市計画に定める地域地区。当該地区内で建築物の建築等一定の行為については、都道府県知事の許可が必要であり、当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれのある行為については、不許可とされるが、不許可のため損失を受けた者に対しては、損失補償、土地の買い入れの制度が設けられている。

ロードトレリス

車両用防護柵の1種で、つる性植物が絡まるよう工夫されたもの。

わ 行

ワークショップ

本来の語義は工場、仕事場であるが、まちづくりでは2つの意味で使われる。ひとつは、行政や専門家によるまちづくりに対して、実際に利用する市民にでもできるものとしていく考え方、そうしたまちづくりのつくり方をいう。もうひとつは、テーマに基づき行政を中心に、専門、非専門の区別なく、市民が自由な討議や交流を行うまちづくりの方法。